動物診療施設開設の届出について

　このことについては、その開設の日から10日以内に、下記事項に留意の上、当所へ届出願います。

記

　必要書類

１　診療施設開設届出書

２　添付書類

（１）診療獣医師の獣医師免許証の写し

（２）開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為

（３）開設者が獣医師でない場合は、開設者と獣医師との関係を証する書類

（４）付近の見取り図（施設構造の概要及び平面図含む）

（５）エックス線発生装置を有する場合は、エックス線装置の構造設備概要

富山県東部家畜保健衛生所

TEL　076-479-1106

　FAX　076-479-1140

診療施設開設届出書

　　年　　月　　日

富山県東部家畜保健衛生所

所長　　　　　　　　　殿

開設者　住　所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

 氏　名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名) 印

　診療施設を開設したので、獣医療法第３条に基づき下記のとおり届け出ます。

１　診療施設の名称

２　開設の場所

住所

連絡先

３　開設の年月日

４　管理者

　　　氏名

　　　住所

５　診療の業務を行う獣医師

　　　氏名

６　診療の業務の種類

　　（１）産業動物　　　（２）小動物　　　（３）その他（　　　　　　　　　　）

７　診療施設の構造設備の概要

（１）建物の構造

（２）平面図

（３）診療の用に供するエックス線の発生装置等の有無　　有　・　無

注１　開設者が法人である場合は、定款を添付すること。

　２　獣医療法施行規則第１条第１項第６号～第11号に該当する診療の用に供するエックス線の発生装置等を有する場合は、別途必要事項を届け出ること。